

建築保全業務共通仕様書等の改定に係る検討会 設置規約

(趣旨)

第1条 建築保全業務共通仕様書等の改定について、学識経験者等からの意見を踏まえた効果的な検討及びとりまとめを行うために、官庁営繕部に「建築保全業務共通仕様書等の改定に係る検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 検討会の委員は、別紙に掲げる者とする。
2 検討会の委員は、必要に応じて追加を行うことができる。

(座長)

第3条 検討会には座長を置く。
2 検討会の座長は、検討会に属する学識経験者の中から選任する。

(検討会の議事)

第4条 検討会の議事は原則として非公開とする。
2 検討会の議事概要については、検討会終了後速やかに作成の上、内容について委員に確認を得た後、国土交通省ホームページにおいて公開する。

(参考人の出席)

第5条 検討会は、座長が必要と認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第6条 検討会委員及び参考人は、検討会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

附則

1 この規約は、令和3年9月29日から施行する。

別 紙

建築保全業務共通仕様書等の改定に係る検討会 委員

本橋 健司	芝浦工業大学 名誉教授
兼松 学	東京理科大学理工学部建築学科 教授
杉田 洋	広島工業大学環境学部建築デザイン学科 教授
横山 計三	芝浦工業大学建築学部建築学科 特任教授
岡田 知己	公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 執行委員
唐木田 義雄	公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 専門委員
藤田 憲二	一般社団法人 全国警備業協会 専門委員
橋本 安弘	一般社団法人 日本エレベーター協会 専務理事
辻 伸介	一般社団法人 不動産協会 環境委員会 2050 年温暖化 対策長期ビジョンWG 委員
色川 寿喜	官庁営繕部計画課保全指導室長